

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（総合事業訪問介護）
「松江24時間介護センター」契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社オレンジロード
主たる事務所の所在地	〒690-0825 松江市学園2丁目25番8号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 加藤 勇
設 立 年 月 日	平成17年9月2日
電 話 番 号	0852-25-8005

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	松江24時間介護センター	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（総合事業訪問介護）	
事 業 所 の 所 在 地	〒690-0815 松江市西持田町341番地1	
電 話 番 号	0852-25-8023	
指定年月日・事業所番号	平成22年9月1日指定	3270101326
管 理 者 の 氏 名	阿部 芳弘	
通常の事業の実施地域	松江市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業（総合事業訪問介護）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（総合事業訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能や意欲を高めるために利用者と共にを行う援助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（日常生活を営む機能を高める観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りなど）など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	8:00～18:00

6. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	阿部 芳弘
サービス提供責任者	3名以上

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（総合事業訪問介護）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本 利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
訪問型サービス（独自）Ⅳ （1回につき）	週1回程度のサービスが必要とされた場合 （事業対象者・ 要支援1・2）	2,680円 （1回あたり）	268円	536円	804円
訪問型サービス（独自）Ⅰ （1月につき） ※1月の利用回数が4回を超えた場合		11,760円 （1月あたり）	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス（独自）Ⅴ （1回につき）	週2回程度のサービスが必要とされた場合 （事業対象者・ 要支援1・2）	2720円 （1回あたり）	272円	544円	816円
訪問型サービス（独自）Ⅱ （1月につき） ※1月の利用回数が8回を超えた場合		23,490円 （1月あたり）	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス（独自）Ⅵ （1回につき）	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合 （事業対象者・ 要支援2）	2,870円 （1回あたり）	287円	574円	861円
訪問型サービス（独自）Ⅲ （1月につき） ※1月の利用回数が12回を超えた場合		37,270円 （1月あたり）	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰロ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計28.7%			

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合	上記基本部分の90%

（２）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ① 口座引き落とし ② 銀行振り込み ③ 現金払い

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び松江市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

- （１） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0852-25-8023
	面接場所 当事業所の相談室
	苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ

- （２） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	松江市介護保険課	電話 0852-55-5689
	島根県国民健康保険団体連合会	電話 0852-21-2811

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１） サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご理解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 訪問サービスの実施ごとに、サービス提供記録を電子端末機器入力にて行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。また、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (5) 利用者及びその家族等は以下の行為を行ってはけません。
- ・職員に対する暴力、暴言、威圧的・差別的な言動
 - ・職員に対する性的な言動や不適切な身体接触
 - ・契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
 - ・長時間の拘束や執拗な要望やクレーム
 - ・その他、職員の人格や尊厳を傷つける行為
- 以上に該当する行為があった場合、事業所は直ちに契約を解除することができます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	松江市学園2丁目25番8号
	事業者名	株式会社オレンジロード
	代表者名	代表取締役 加藤 勇
	説明者名	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所
	氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所
本人との続柄
氏 名